

富山県立大学授業料等免除等実施要綱の運用について

平成7年3月1日 制定
平成30年12月1日 改正
令和2年3月31日 改正
令和2年10月1日 改正
令和5年4月1日 改正
令和5年9月1日 最終改正

1 特別免除の対象となる基準(要綱第2条第1項第1号及び第3条第1項1号関係)

(1) 「経済的理由」の基準(要綱第5条第1項第2号関係)

ア 特別免除の対象となる者のうち、2年次生又は3年次生以上で前年に授業料を免除されなかった者は、その者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の認定所得金額が別表1の収入基準額以下であれば全部免除の対象とし、収入基準額以上であれば一部免除の対象とする。

なお、住民税非課税世帯に属する者は、認定所得金額に関わらず、「経済的理由」で全部免除に相当する者として扱う。

イ 前項の認定所得金額の算定は、別添「認定所得金額の算定方法」によるものとする。

ウ 所得に関する証明書等は、別表2のとおりとする。

エ 特別控除の適用条件は、別表3のとおりとする。

オ 申請者のうち、前年に上記アの基準を満たしたことにより特別免除を受けた者は、経済的理由を考慮せずに前年と同様の免除を受けることができるものとする。

(2) 成績基準(要綱第5条第1項第1号関係)

1 年次生に対する基準

次の各事項をすべて満たすこと

- ・富山県立大学入学試験の合格者（富山県内の高等学校を卒業した者で上記(1)の「経済的理由」の基準を満たす者に限る。）のうち総合評価が極めて高いこと。
- ・大学入学共通テストの得点率が60パーセントを上回る成績であること。（学校推薦型選抜による合格者についても、大学入学共通テストの受験を要する。）
- ・特別免除の成績判定に使用する大学入学共通テストの教科・科目、配点は次のとおりとする。

ア 工学部・情報工学部

教科	国語	数学	理科	外国語	計
科目	・前期日程試験 前期日程試験で受験を要する科目 ・後期日程試験 後期日程試験で受験を要する科目 ・学校推薦型選抜 前期日程試験で受験を要する科目				
配点	100 点	200 点	100 点	200 点	600 点

イ 看護学部

教科	国語	地理歴史 公民	数学	理科	外国語	計
科目	・前期日程試験 前期日程試験で受験を要する科目 ・後期日程試験 後期日程試験で受験を要する科目 ・学校推薦型選抜 前期日程試験で受験を要する科目					
配点	150 点	100 点	150 点	100 点	200 点	700 点

(3) 特別免除とする人数

工学部及び情報工学部の場合、2 学部を合わせて特別免除の成績判定を行う。前期日程試験においては概ね 11 名、後期日程試験及び学校推薦型選抜においてはそれぞれ概ね 2 名とし、2 学部全体として 15 名以内とする。

看護学部の場合、前期日程試験においては概ね 6 名、後期日程試験においては 0～1 名、学校推薦型選抜においては 1～2 名とし、看護学部全体として 8 名程度とする。

2 普通免除等の対象となる基準等（対象者は学部生を除く全学生。但し、学部に在学する留学生は対象。）

(1) 「経済的理由」の基準（要綱第 10 条第 2 項 1 号関係）

ア 授業料等の免除等の対象となる者は、その者の属する世帯の 1 年間の認定所得金額が別表 4 又は別表 5 の収入基準額以下の者とする。

この場合、認定所得金額の算定は、別添「認定所得金額の算定方法」によるものとする。

なお、住民税非課税世帯に属する者は、認定所得金額に関わらず、「経済的理由」で全部免除に相当する者として扱う。

イ 本人が貸与を受けている奨学金は、「認定所得金額」に加算するものとする。

ただし、奨学金の申請をして貸与を受けられなかった場合については、加算する必要はないものとする。

ウ 災害を受けた時の特別控除額の算定は、国に準ずるものとする。

エ 要綱第3条第1項第2号に準ずる者の入学料の徴収猶予については、経済的理由についての審査を行わないものとする。

オ 所得に関する証明書等は、別表2のとおりとする。

なお、当該年度前期に普通免除等の対象となった者が、その後期に申請を行なう場合、前期と重複する所得に関する証明書等の提出は要しないものとする。

カ 特別控除の適用条件は、別表3のとおりとする。

(2) 成績基準（要綱第10条第2項2号関係）

ア 学部1年次生については、出身高等学校の学習成績が、文部科学省の定める学業成績係数の計算式に基づき、概ね良（ $(\text{秀} \cdot \text{優単位数} \times 3 + \text{良単位数} \times 2 + \text{可単位数} \times 1) / \text{総取得単位数} \geq 1.8$ ）であると認められること。

イ 学部2年次生以上となる者については、修業年次までの標準修得単位を修得し、かつ、学習成績が本人の属する学科の平均水準以上（上位2分の1以内）であると認められること。

ウ 学部2年次生以上であり、かつ、上記イを満たさない者のうち、その者の属する世帯の1年間の認定所得金額が別表4の収入基準額以下の者は、上記イの成績基準を緩和して一部免除の対象とすることができる。

この場合、緩和後の成績基準は、学習成績が本人の属する学科の上位3分の2以内であると認められることとする。

エ 大学院博士前期課程及び修士課程1年次生並びに専攻科生及び論文準修士コース研究生（入学時に離職中であるものに限る）のうち、学内進学者については、学部在学時における学習成績が本人の属した学科の上位3分の2以内であると認められること、学外進学者については、出身大学の学習成績が、文部科学省の定める学業成績係数の計算式に基づき、概ね良（ $(\text{秀} \cdot \text{優単位数} \times 3 + \text{良単位数} \times 2 + \text{可単位数} \times 1) / \text{総取得単位数} \geq 1.8$ ）であると認められること、また、大学院博士前期課程及び修士課程2年次生については、大学院における学習成績が概ね良（ $(\text{優単位数} \times 3 + \text{良単位数} \times 2 + \text{可単位数} \times 1) / \text{総取得単位数} \geq 2.0$ ）であると認められること。

なお、大学院博士後期課程の学生については、成績基準は設けない。

オ 修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者又は修業年限（大学院にあっては標準修業年限）を超えた者は、病気、留学など特別な理由があると認められる場合を除き、免除等の対象としないものとする。

カ 上記ア～エの基準を満たさない者で、次の(ア)～(カ)に該当する者は、家計基準が全額免除に該当していれば、半額免除の対象とする。

- (ア)学部1年次生で、入学試験の成績が学科の入学者の上位1/2以内の者
- (イ)主たる家計維持者を失った者
- (ウ)納付期限1カ年以内に災害による被害を受けた世帯に属する者
- (エ)生活保護世帯に属する者
- (オ)母子・父子世帯に属する者
- (カ)障害者（本人）

(3) 徴収猶予の期間について

- ア 授業料の徴収猶予は、前期又は後期のそれぞれの末日までを限度として行うものとする。
- イ 入学料の徴収猶予は、入学年度の7月末日までとする。
- ウ 入学考査料の徴収猶予は、当該試験日の受付時までとする。
- エ 授業料等の免除等の申請者で、全額免除又は徴収猶予する旨以外の決定を受けた者については、決定通知のあった日から15日以内に所要の授業料等を納付させるものとする。

(4) 申請書類について

学資負担者が死亡、又は本人若しくは学資負担者が天災その他の災害を受けたことを理由とする免除等の申請に対しては、次の書類を提出させるものとする。

ア 学資負担者が死亡した場合

- ・除籍謄（抄）本又は死亡が確認できる書類
- ・退職金の支払通知の写
- ・生命保険の支払通知の写

イ 本人又は学資負担者が天災その他の災害を受けた場合

- ・被災証明書
- ・保険、損害賠償等の支払を受けた場合は、それを証明する書類（入学考査料猶予申請者を除く）

3 免除等の選考について

授業料等の免除等の選考は、大学の選考機関において行うものとする。

4 その他

公立大学法人富山県立大学授業料等に関する規程、要綱及び本通知に定めのないものについては、独立行政法人日本学生支援機構の取扱いに準ずるものとする。ただし、修学支援法に基づく事項については、修学支援法に定めるところによる。

別表 1 特別免除に係る収入基準額

世帯人数	収入基準額
1 人	2,860 千円
2 人	4,550 千円
3 人	5,270 千円
4 人	5,720 千円
5 人	6,170 千円
6 人	6,500 千円
7 人	6,770 千円
8 人以上は 1 人増す毎に 7 人の収入 基準額に右の金額を加算する	270 千円

別表 2 所得等に関する証明書等

区 分		証明書等	発行先
所得に関する証明	全員（就学者を除く）	所得・課税（非課税）証明書 注 1）	市町村役場
	給与所得のある者	前年所得の源泉徴収票	勤務先
	給与所得のある者で前年中 途就職又は当年就職者	給与支払（見込）証明書又は最近 2～3 か月分の給与明細書	
	年金（恩給・老齢年金 ・遺族年金等）受給	年金振込通知書又は年金額改定通 知書 源泉徴収票	市町村役場 日本年金機構
	退職（予定）者	退職（予定）証明書 退職金支給（予定）額証明書	勤務先
	給与所得以外（事業・配 当・不動産等）の所得のあ る者	確定申告書の控（税務署に 3 月 15 日期限申告のもので税務 署の受付印のあるもの）及び決算書 同族会社の場合は損益計算書及び収益分配書	
	傷病手当受給者	傷病手当金通知書	職業安定所
	失業者	雇用保険受給証明書	職業安定所
	生活保護受給者	生活保護受給証明書等（扶助料額 の記入してあるもの）	民生委員 社会福祉事務所
	雑所得 （内職・短期パート）	雇用主の支払証明書	勤務先

区 分		証明書等	発行先
特別控除に関する証明	父子・母子世帯	世帯全員が記載されている住民票	市町村役場
	就学者のいる世帯	在学証明書（義務教育、高等学校は除く）	在学校
	障害者のいる世帯	障害者手帳等の写	
	長期療養者のいる世帯	診断書及び医療費支払証明書	医師 医療機関 注2)
	火災・風水害等の被害にあった場合	被（罹）災証明書	消防署 市町村役場 注2)
	盗難	盗難届出証明書	警察署 注2)
その他	学資負担者が死亡した場合	除籍謄（抄）本又は死亡が確認できる書類 生命保険金及び退職金受給額等を証明する書類	市町村役場
	無職者（前年度又は当年度中に無職になった者）	離職証明書又は無職証明書	勤務先 民生委員
	その他世帯の事情に応じて大学の指示する書類		

注1）本人、就学者を除く全員分の、所得額と課税額の両方がわかる証明書の提出が必要。

注2）療費の支出・災害等の被害による特別控除額の認定に際しては、保険・損害賠償等による補填分を差し引くので注意すること。

注3）所得に関する証明により、住民税非課税世帯に属することが認められる場合、特別控除に関する証明書類の提出は要しない。

ただし、以下のいずれかの条件を満たす場合はこの限りではない。

(1) 納付期限1カ年以内に災害による被害を受けた世帯に属する者

(2) 父子・母子世帯に属する者 (3) 障害者（本人）

別表 3 特別控除の適用条件

母子・父子世帯	下記の世帯構成の場合に適用 ・母又は父と 18 歳未満の子の世帯 ・母又は父と 18 歳未満の子及び 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ・祖父母と 18 歳未満の子の世帯 ・配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子の世帯 ・配偶者のいない兄弟と 18 歳未満の子及び 60 歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ※18 歳以上の就学者（本人含む）及び長期に療養を要する、心身に障害ある等で経済力のない者は、18 歳未満の子として扱う。 ※「経済力のない祖父母」とは、前年の所得金額が 50 万円以下の祖父母のことをいう。
就学者	・小学校、中学校（特別支援学校を含む） ・高等学校（通信制、選考か、別科、特別支援学校を含む） ・高等専門学校（専攻科を含む） ・大学（大学院、短期大学、選考科及び政令で定める特定別科、通信教育学部を含む） ・専修学校（一般課程、各種学校（予備校、職業訓練学校等）、語学学校は含まない）
障害者 注)	・身体障害者の場合、等級が 1 級又は 2 級の者 ・知的障害者の場合、障害の程度が重度 (A) の者 ・精神障害者の場合、等級が 1 級の者
長期療養者	申込時現在において 6 か月以上に渡る期間療養中のもの又は療養を必要と認められる者
震災、風水害、火災 その他の災害、盗難 等の被害を受けた世帯	申込時から過去 1 年以内に被害を受けたために支出が増大、又は収入が減少して、将来長期にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に適用

注) 平成 29 年度以前入学生における障害者の適用条件については、独立行政法人日本学生支援機構の取り扱いに準じるものとする。

別表 4 普通免除（全部免除）に係る収入基準額

世帯人数	学部	大学院 博士前期課程	大学院 博士後期課程
1 人	880 千円	960 千円	1, 320 千円
2 人	1, 400 千円	1, 520 千円	2, 120 千円
3 人	1, 620 千円	1, 770 千円	2, 450 千円
4 人	1, 750 千円	1, 920 千円	2, 660 千円
5 人	1, 890 千円	2, 080 千円	2, 880 千円
6 人	1, 990 千円	2, 170 千円	3, 020 千円
7 人	2, 070 千円	2, 260 千円	3, 150 千円
8 人以上は 1 人増す毎に 7 人の収入基準額に右の 金額を加算する	80 千円	90 千円	130 千円

別表 5 普通免除（一部免除）に係る収入基準額

世帯人数	学部	大学院 博士前期課程	大学院 博士後期課程
1 人	1, 670 千円	1, 820 千円	2, 540 千円
2 人	2, 660 千円	2, 900 千円	4, 040 千円
3 人	3, 060 千円	3, 340 千円	4, 670 千円
4 人	3, 340 千円	3, 640 千円	5, 070 千円
5 人	3, 600 千円	3, 930 千円	5, 480 千円
6 人	3, 780 千円	4, 120 千円	5, 740 千円
7 人	3, 950 千円	4, 320 千円	6, 020 千円
8 人以上は 1 人増す毎に 7 人の収入基準額に右の 金額を加算する	170 千円	200 千円	280 千円

別添

認定所得金額の算定方法

認定所得金額は、前年の所得金額（収入金額から必要経費を控除した金額をいう。）から特別控除額を控除した額をいう。

1 必要経費

必要経費の控除は次の所得の種類別により取り扱うこと。

(1) 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額については、下表に掲げる算式により算出した額
（特別免除の場合）

年間収入金額	控除額
3,290 千円以下の場合	年間収入金額と同額
3,290 千円を超え 4,000 千円以下の場合	$(\text{年間収入金額} \times 0.2 + 2,630 \text{ 千円})$
4,000 千円を超え 8,780 千円以下の場合	$(\text{年間収入金額} \times 0.3 + 2,230 \text{ 千円})$
8,780 千円を超える場合	4,860 千円

（普通免除の場合）

年間収入金額	控除額
1,040 千円以下の場合	年間収入金額と同額
1,040 千円を超え 2,000 千円以下の場合	$\text{年間収入金額} \times 0.2 + 830 \text{ 千円}$
2,000 千円を超え 6,530 千円以下の場合	$\text{年間収入金額} \times 0.3 + 620 \text{ 千円}$
6,530 千円を超える場合	2,580 千円

注1）給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

注2）同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した額を年間収入金額とみなす。

(2) 給与所得以外の所得

ア 商業、工業、農業、林業、水産業、自由業所得

年売上高、総粗収入又はその他の収入金額については、給料・賃金・専従者給与・売上原価・減価償却費・肥料・種苗・飼料・業務に係る租税等収入を得るために実際に消費した費用とする。

イ 臨時的な所得

退職金、保険金（失業給付金を除く。）、資産の譲渡による所得及び山林所得などの臨時的所得については、授業料の場合にあつては、授業料の各期ごとの納付期限前6月分を、また、入学料の場合にあつては、当該入学手続前1年分を1年間の収入とみなし、次に掲げる額を控除するものとする。

- ①特別免除 全額
- ②普通免除 公租公課等の経費

2 特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

特別控除額算定票（平成29年度以前入学生対象）

特別の事情	特別控除額			
(1)母子・父子世帯であること				490 千円
(2)就学者のいる世帯であること (就学者 1 人につき)	小学校			90 千円
	中学校及び中等教育学校の前期課程			170 千円
				自宅通学 自宅外通学
	高等学校及び中等教育学校の後期課程	国・公立	190 千円	410 千円
		私立	330 千円	540 千円
	高等専門学校	国・公立	1～3 年次	280 千円
			4・5 年次	400 千円
		私立	1～3 年次	540 千円
			4・5 年次	660 千円
	大学	国・公立	670 千円	1,160 千円
		私立	1,110 千円	1,590 千円
	専修学校高等課程	国・公立	70 千円	180 千円
		私立	290 千円	390 千円
	専修学校専門課程	国・公立	250 千円	710 千円
		私立	790 千円	1,230 千円
(3)障害者がいる世帯であること	障害者 1 人につき			990 千円
(4)長期療養者がいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
(5)火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			
(6)父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること	父母以外の者の所得者 1 人につき 380 千円 なお、その所得が 380 千円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。また、特別免除については控除できない。			
(7)本人を対象とする控除	自宅通学 280 千円 自宅外通学 720 千円 ただし、特別免除については、上記の額に授業料の年間金額を加えた額とする。			

(注)

- 「(2)就学者のいる世帯であること。」による控除は、申請者を除く世帯員を対象とする。
- 該当する特別の事情が 2 つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- 特別免除については、子供（就学者、就学前の子）が 2 人を超える世帯については、その超える人数に「(7)本人を対象とする控除」に係る特別控除額を乗じた額をさらに控除することができる。

特別控除額算定票（平成30年度以降入学生対象）

特別の事情	特別控除額	
(1)母子・父子世帯 であること		490 千円
(2)就学者のいる世帯 であること (就学者 1 人につき)	自宅通学 200 千円 自宅外通学 400 千円	
(3)障害者がいる世帯 であること	障害者 1 人につき	490 千円
(4)長期療養者がいる 世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額	
(5)火災、風水害又は窃盗 等の被害を受けた世帯 であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入源になると認められる年間金額	
(6)父母以外の者で収入を 得ている者のいる世帯 であること	父母以外のものの所得者 1 人につき 380 千円 なお、その所得が 380 千円未満の場合はその所得額。 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。 また、特別免除については控除できない。	
(7)本人を対象とする控除	200 千円 ただし、特別免除については、上記の額に授業料の年間金額を加えた額とする。	

(注)

- 「(2)就学者のいる世帯であること。」による控除は、申請者を除く世帯員を対象とする。
- 該当する特別の事情が 2 つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- 特別免除については、子供（就学者、就学前の子）が 2 人を超える世帯については、その超える人数に「(7)本人を対象とする控除」に係る特別控除額を乗じた額をさらに控除することができる。